

アーチ広島社会保険労務士法人 行動計画

従業員が仕事と家庭を両立させることができ、従業員全員が働きやすい職場環境をつくることによって全従業員がその職業能力を十分に発揮することができるようにするため、次のように行動計画を策定する。

■計画期間 平成30年7月1日～平成35年6月30日

■内容

● 子育てを行う労働者等の職業生活と家庭生活との両立を支援するための雇用環境の整備

目標1 育児・介護休業法に基づく育児休業、介護休業や時間外労働・深夜業の制限、労働基準法に基づく産前・産後休業、雇用保険法に基づく育児休業給付、健康保険・厚生年金保険法に基づく育児休業中の社会保険料の免除などの仕事と家庭の両立を支援する諸制度を周知する。

<対策>

平成30年7月～ 従業員のニーズの把握

平成31年4月～ 研修会を行い、従業員に周知する。

平成33年12月～ 社内報を作成し、従業員に周知する。

目標2 妊娠中や出産後の女性労働者の健康の確保について、労働者に対する制度の周知や情報提供及び相談体制の整備の実施

<対策>

平成30年7月～ 従業員のニーズの把握

平成31年4月～ 研修会を行い、従業員に周知する。

平成31年12月～ 社内報を作成し、従業員に周知する。

目標3 計画期間内に、女性の育児休業の取得率を70%以上とする。

<対策>

平成30年7月～ 従業員のニーズの把握等制度内容を検討する

平成31年7月～ 従業員に周知し、実際に取得可能な職場環境の整備

目標4 小学校就学前の子どもを育てる社員が利用できる短時間勤務制度を導入する

<対策>

平成30年7月～ 従業員のニーズの把握等制度内容を検討する

平成31年7月～ 従業員に周知し、実際に取得可能な職場環境の整備

目標 5 男性の育児休業取得者を 1 名以上とする。

＜対策＞

平成 30 年 7 月～ 従業員のニーズの把握等制度内容を検討する

平成 31 年 7 月～ 従業員に周知し、実際に取得可能な職場環境の整備

● 働き方の見直しに資する多様な労働条件の整備

目標 6 所定外労働の削減のための措置を実施する

＜対策＞

平成 30 年 7 月～ 従業員のニーズの把握等制度内容を検討する

平成 31 年 4 月～ ノー残業デーなど実際の措置を検討する

平成 31 年 7 月～ 措置の検討に従い、実施する

● 上記以外の次世代育成支援対策に関する事項

目標 7 若年者に対するインターンシップ等の就業体験機会の提供、トライアル雇用等を通じた雇入れ又は職業訓練を推進する

＜対策＞

平成 30 年 7 月～ 従業員のニーズの把握等制度内容を検討する

平成 31 年 4 月～ インターンシップ等の就業体験機会の提供など実施の検討する

平成 31 年 7 月～ 上記検討に従い、実施する

● 介護を行う労働者等の職業生活と家庭生活との両立を支援するための雇用環境の整備に関する事項

目標 7 介護休暇の時間単位での取得を認めることとする。

＜対策＞

平成 30 年 7 月～ 従業員のニーズの把握等制度内容を検討する

平成 31 年 4 月～ 介護休暇の時間単位取得を従業員に周知し、実際に取得可能な職場環境の整備

平成 31 年 7 月～ 上記検討に従い、実施する